

## 平成 26 年度における公共工事の入札・契約制度について

### 1 低入札価格調査における失格基準の引上げ

低価格競争対策として、WTO対象案件及び総合評価落札方式対象案件において低入札価格調査に用いる失格基準を引き上げます。

<失格基準>

入札者が提出した工事費内訳書の、直接工事費＋共通仮設費、又は、現場管理費＋一般管理費のいずれかが、本市設計における次の算定式により算出される金額未満の場合は、落札者としません。

(1) WTO、総合評価落札方式（標準型及び簡易型）

【現行】

「（直接工事費＋共通仮設費）×0.8 未満」又は「（現場管理費＋一般管理費）×0.6 未満」



【見直し後】

「（直接工事費×0.82＋共通仮設費×0.78）未満」又は「（現場管理費×0.69＋一般管理費×0.47）未満」

(2) 総合評価落札方式（特別簡易型）

【現行】

「（直接工事費＋共通仮設費）×0.9 未満」又は「（現場管理費＋一般管理費）×0.6 未満」



【見直し後】

「（直接工事費×0.91＋共通仮設費×0.86）未満」又は「（現場管理費×0.76＋一般管理費×0.52）未満」

### 2 総合評価落札方式の評価項目の追加等

#### (1) 評価項目の追加・拡充

- ア 既にインセンティブ発注を実施している「横浜型地域貢献企業」、「建設機械の保有状況」を評価項目に追加します。
- イ 市内企業の災害協力活動の評価を拡充します。
- ウ 若手技術者の活用に係る評価項目を新設します。
- エ 大型案件（WTO案件を除く）について、下請契約における市内企業活用度を評価します。
- オ その他工事内容にふさわしい各区局独自の評価項目を設定します。

#### (2) 特別簡易型における低入札抑制策の試行

主に市内中小企業向けの発注となる特別簡易型において、低入札の抑制策として、調査基準価格を下回る価格で応札した事業者の技術評価点の減点を試行します。

### **(3) 適用目的別の型の設定**

(1) 及び(2)の対応と既存の評価項目を組み合わせ、適用目的を示す型(地域貢献評価型、災害活動評価型など)を実施要領書に記載します。

詳細は、財政局公共施設・事業調整課のホームページに掲載の、事業者向けの総合評価ガイドラインを参照してください。

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/sougouhyouka/>)

## **3 建設機械保有事業者へのインセンティブ発注の試行拡大**

現在、工種「土木」及び「ほ装」の土木事務所管内一円工事の一部で試行実施している、建設機械を所有又は長期の賃貸借をしている事業者を対象とするインセンティブ発注を、**工種「土木」及び「ほ装」の全てのランクの、管内一円工事以外の工事にも拡大します。**

【対象とする建設機械】※対象とする建設機械は、試行等を踏まえ今後検証します。

ブルドーザー、ドーザーショベル、掘削機、モーターグレーダー、トラッククレーン、クローラクレーン、油圧式クレーン、クレーン付きトラック、タイヤショベル、振動ローラー

## **4 実施時期**

1から3の見直しは、平成26年4月8日以降に公告する案件から実施します。

## **5 入札ボンドの試行継続**

平成25年度に引き続き、入札ボンド制度の有効性を検証するため、予定価格が概ね5,000万円以上の入札案件について、試行を継続します。

### **【入札ボンド制度】**

入札ボンド制度は、入札に参加する事業者に対して、入札保証に係る金融機関等の財務評価による保証(入札ボンド)を求める制度です。

入札ボンドには、

- ・損害保険会社の入札保証保険
- ・金融機関又は保証事業会社が契約保証を予約する証書
- ・金融機関の入札保証

があります。

入札ボンドの提出が可能な事業者の方だけが入札に参加できるようにすることにより、不良不適格事業者や、経営力に比べて過大な入札参加の排除といった効果を期待して、試行を行っています。

## 6 最低制限価格及び調査基準価格の算出方法の見直し（6月頃実施予定）

最低制限価格及び調査基準価格の算出式における、直接工事費の算入率を変更します。また、あわせて最低制限価格及び調査基準価格の設定範囲を変更します。

### 【現行】

<算出式>

$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times \text{ランダム係数} ※$

※ランダム係数：1.000～1.005 の範囲で無作為に抽出（最低制限価格のみに適用）

<設定範囲>

予定価格の70～90%



### 【見直し案】

<算出式>

「直接工事費×0.95」を「直接工事費×1.0」に変更

<設定範囲>

上限の90%を95%に変更

※実施時期等詳細については、別途お知らせします。

担当：

（1・3・4・5・6について）

財政局契約第一課

電話（671）2244・2246

（2について）

財政局公共施設・事業調整課

電話（671）4084